

## 「令和8年度アレルギー疾患（小児）相談窓口等」業務委託仕様書

### 1 目的

アレルギー対策基本法第2条に定めるアレルギー疾患を有する患者やその家族等の不安や悩みに対して適切な助言や情報提供を行うための相談窓口の設置及び地域住民がアレルギー疾患に関する正しい知識に基づき適切な対応が行えるような環境の整備を目的とする。

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 委託内容

岩手県アレルギー疾患医療拠点病院や県内医療機関と連携し、以下の業務を実施する。

- (1) アレルギー疾患を有する者（主に小児）やその家族、保育施設や学校の職員等を対象とした相談窓口を設置し、アレルギー疾患に関する不安や悩み等、個々の症状に応じた適切な助言や情報提供等を行う。
- (2) アレルギー疾患に関する正しい知識を広く県民に周知する。
- (3) アレルギー疾患対策に従事する医療専門職等の人材育成を行う。

### 4 対象者

県内に居住する住民等を対象とする。

### 5 実施方法等

- (1) 相談窓口は1回2時間程度、月4回程度開設するものとする。  
なお、相談に対応する職員として、一般社団法人日本アレルギー学会が認定するアレルギー専門医及び一般社団法人日本小児臨床アレルギー学会が認定する小児アレルギーエドゥケーター又は一般社団法人日本アレルギー疾患療養指導士認定機構が認定するアレルギー疾患療養指導士の資格を有する薬剤師、看護師、管理栄養士のいずれかの職種を必ず配置すること。  
また、相談窓口開設時以外にインターネット等で相談があった場合は、岩手県アレルギー疾患医療拠点病院と情報共有しながら対応すること。
- (2) コメディカル向けの研修制度が整備されている県外アレルギー疾患医療拠点病院等への職員派遣により、相談対応職員の資質向上を図ること。
- (3) アレルギー専用ホームページを活用した定期的な情報提供により、アレルギー疾患治療に関する正しい知識を広く一般県民に周知するものとする。
- (4) 県内のアレルギー疾患対策に従事する医療専門職等を対象にした研修等の開催により、専門人材の資質向上を図ること。
- (5) 相談・支援の状況は、岩手県が別に定める様式で定期的に報告すること。
- (6) その他、本事業の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項については健康国保課と協議のうえ決定すること。

### 6 事業完了報告

この事業完了後、令和9年3月31日までに事業完了報告書を作成し、提出すること。